

第72回税理士試験【第一問】

〔第一問〕 ― 50 点 ―

問 1 内国法人が配当等を受け取った場合の課税上の取扱いに係る次の(1)及び(2)の間に答えなさい。なお、解答に当たって、連結完全支配関係又は通算完全支配関係があった場合の課税関係については触れる必要はない。

- (1) 法人税法第 23 条の受取配当等の益金不算入制度について、次の①～③の間に答えなさい。
- ① 非支配目的株式等の意義とその配当等の額の益金不算入割合を答えなさい。
 - ② この制度の適用除外要件について、「短期保有」に係るものと、「自己株式等の取得」に係るものとに分けて、それぞれ答えなさい。
 - ③ 関連法人株式等に係る配当等の額の益金不算入額の計算方法について、その計算に当たり考慮すべき事項を含めて答えなさい。
- (2) 内国法人 P 社(年 1 回 3 月末決算法人)が次の【事実関係】に基づき、金銭の交付を受ける場合の当期(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)の課税上の取扱いに係る次の①及び②の間に答えなさい。なお、【事実関係】に記載された内容以外の事項は考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。
- ① 当期において、みなし配当等に係る益金不算入額として算出される金額及びその計算過程並びに【事実関係】を踏まえてその金額が算出される法的な理由について答えなさい。
 - ② 当期において、有価証券の譲渡損益の額として算出される金額及びその計算過程並びに【事実関係】を踏まえてその金額が算出される法的な理由について答えなさい。

【事実関係】

ア 外国法人 S 社(年 1 回 3 月末決算法人)は、外国法人 W 社(P 社との間に資本関係はない。)の全額出資により平成 31 年 4 月 1 日に設立された。その設立以来、S 社の発行済株式の全ては W 社に保有されていたが、令和 3 年 1 月 1 日に S 社の発行済株式総数 1,000 株のうち 800 株が P 社に 800,000,000 円で譲渡され、その後の異動はない。

イ P 社は、令和 3 年 10 月 1 日(支払義務確定日も同日)に S 社から資本の払戻しにより現金 160,000,000 円(支払総額 200,000,000 円の 80 % 相当額)の交付を受けた。この資本の払戻しの直前における S 社の資本金等の額は 500,000,000 円であり、みなし配当等の額を計算する場合における簿価純資産減少割合(法人税法施行令第 23 条第 1 項第 4 号に規定する割合をいう。ウにおいて同じ。)は 0.2 である。

ウ P 社は、令和 4 年 10 月 1 日(支払義務確定日も同日)に S 社から資本の払戻しにより現金 160,000,000 円(支払総額 200,000,000 円の 80 % 相当額)の交付を受けた。この資本の払戻しの直前における S 社の資本金等の額は 400,000,000 円であり、みなし配当等の額を計算する場合における簿価純資産減少割合は 0.25 である。

エ S 社が行う資本の払戻しによるみなし配当等の額について、S 社の課税所得金額の計算上損金の額に算入されていない。

オ P 社は、有価証券の 1 単位当たりの帳簿価額の算出について移動平均法を適用している。

カ S 社の各期末における貸借対照表の利益剰余金の額は次の表のとおりであり、また、上

TAC・上級演習第 5 回【第一問】

< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税 22)

法上⑤

〔第一問〕 ― 50 点 ―

問 1 有価証券の取得価額の原則的な規定について、簡潔に答えなさい。

問 2 自動車部品製造業を営む内国法人である A 社(3 月末決算の株式会社)に関する出資等の状況は、次の【資料 1】のとおりである。これをもとに A 社の当期(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)の税務上の処理について、次の(1)～(4)に答えなさい。

- (1) 法人税法第 23 条に規定する「受取配当等の益金不算入」について、益金不算入額の内容、配当等の額、関連法人株式等に係る利子の額を説明しなさい。なお、用語の意義についても答えることとする。
- (2) 【資料 2】 i のそれぞれの配当等の額及び源泉所得税等の額に関し、A 社の所得金額の取扱いについて答えなさい。なお、用語の意義に関する検討は不要とし、複数の取扱いが考えられる場合には、A 社にとって最も有利となる場合について解答するものとする。
- (3) 【資料 2】 ii にもとづき、A 社が当期において留意すべき当該機械装置 E の譲渡に関する規定及びその規定に係る取扱いについて答えなさい。なお、用語の意義については触れる必要はない。また、損益の計上についてはいわゆる原則法によるものとする。
- (4) 【資料 2】 iii にもとづき、A 社が当期において留意すべき当該土地 F の譲渡に関する規定及びその規定に係る取扱いについて答えなさい。

【資料 1】

- i A 社は、A 社の代表取締役である D 氏の全額出資により 10 年前に設立された資本金額 1 億円の法人である。
- ii A 社の関係会社には、A 社及び D 氏が 50 % ずつ出資して 5 年前に設立した資本金額 3,000 万円の内国法人である B 社(3 月末決算の株式会社)がある。
- iii i、ii のほか、A 社は 8 年前より内国法人である C 社(資本金額 2,500 万円の 10 月末決算の株式会社)の株式を 100 % 取得し所有してきたが、当期の 6 月にこのうち 50 % を A 社と出資関係のない他の内国法人に譲渡している。

【資料 2】

- i A 社が当期に受取った配当の額は次のとおりである。なお、A 社の当期の負債利子の額は、13,000,000 円である。
 - ① 令和 4 年 5 月に受け取った、B 社からの利益剰余金の配当 3,000,000 円
なお、計算期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までであり、これに係る源泉所得税は 612,600 円である。
 - ② 令和 4 年 12 月に受け取った、C 社からの利益剰余金の配当 5,000,000 円
なお、計算期間は令和 3 年 11 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までであり、これに係る源泉所得税は 1,021,000 円である。

第72回税理士試験【第一問】

記イ又はウの資本の払戻しの日の属する事業年度の期首から当該資本の払戻しの直前の時までの間に利益剰余金の額は増加していない。

事業年度	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日 ～令和4年3月31日	令和4年4月1日 ～令和5年3月31日
利益剰余金の額	500,000,000 円	500,000,000 円	400,000,000 円	300,000,000 円

キ 確定申告書への所定の書類の添付は適正に行われている。また、法人税法施行令第119条の3第11項の特例計算の適用はない。

問2 飲食業を営む内国法人である甲株式会社(資本金の額は2,000,000,000 円。年1回3月末決算法人。以下「甲社」という。)は、この数年は業績が悪化し、令和3年6月30日に解散することとなり、令和4年10月31日にその残余財産が確定した。この場合における次の(1)～(3)の間に答えなさい。なお、解答に当たって、連結完全支配関係又は通算完全支配関係があった場合の課税関係については触れる必要はない。

(1) 甲社の最近の事業年度では欠損金が生じているため欠損金の繰戻しによる法人税額の還付制度の適用を受けることとした。この場合の還付請求書の提出期限を答えるとともに、次の【資料】に基づき算出される法人税額の還付税額及びその計算過程並びにその還付税額が算出される法的な理由を答えなさい。なお、各事業年度について連続して青色申告書が提出されており、災害により発生した損失は生じていない。

【資料】

事業年度	平成31年4月1日 ～令和2年3月31日	令和2年4月1日 ～令和3年3月31日	令和3年4月1日 ～令和3年6月30日
所得金額又は欠損金額	10,000,000 円	△5,000,000 円	△8,000,000 円
法人税額	2,320,000 円	—	—

(2) 甲社の清算中の事業年度に係る次の①及び②の間に答えなさい。なお、甲社は定時総会の開催時期に係る定款の定めに基づく確定申告書の提出期限の1月間の延長の承認を受けており、災害その他やむを得ない理由による確定申告書の提出期限の延長については考慮する必要はない。また、与えられた条件以外で事業年度は途切れない。

① 甲社の清算中の事業年度(清算第1期、清算第2期)の期間を答えなさい。
② 上記①の期間において甲社が、中間申告書又は確定申告書を提出しなければならない場合にはそれぞれの提出期限を答え、これらの申告書を提出しなくてもよい場合にはその旨及びその理由を答えなさい。なお、甲社は清算による残余財産の分配を行っていない。

(3) 甲社は、清算による残余財産の分配はなく、未処理欠損金額が残ることとなった。甲社は内国法人である乙株式会社(年1回3月末決算法人。以下「乙社」という。)の全額出資により平成31年4月1日に設立され、その後、全株式は乙社に保有されている。この場合の甲社の残余財産の確定の日の属する事業年度において、乙社における甲社の未処理欠損金額及び甲社株式の譲渡損益の額に関する課税上の取扱いについて、その法的な理由を付して答えなさい。

TAC・上級演習第15回【第一問】

< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税22)

法上⑩

【第一問】 —50点—
問1

法人税法第50条(交換により取得した資産の圧縮額の損金算入)に関する次の(1)～(2)の間に答えなさい。

- (1) 法人税法第50条の内容について簡潔に説明しなさい。なお、圧縮限度額の計算方法、申告要件、適格組織再編成に関する事項に言及する必要はない。
(2) 次の【資料1】①～③の甲社、乙社及び丙社が当期(いずれも令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度とする。)に取得した資産につき、法人税法第50条の適用を受けることができるか否か、適用ができる場合には○、できない場合には×と解答するとともに、×とした場合にはその理由を簡潔に答えなさい。

なお、各設問において与えられていない資料に関する要件は全て満たしているものとする。

【資料1】

- ① 製造業を営む内国法人甲社は、不動産販売業を営むA社との間で、甲社が駐車場用地として既成市街地等内に所有していた土地aと、A社が既成市街地等外に販売用に所有していた土地bとの交換を行った。
② 内国法人乙社は、倉庫として使用していた建物c及びその敷地dと内国法人B社が事務所として使用していた建物e及びその敷地fを交換することとなり、取得した建物eを交換後直ちに取り壊し、建物gを新築し倉庫として使用している。
③ 内国法人丙社は、内国法人C社との間で、次の資産の交換を行った。
イ 交換譲渡資産(建物h及びその敷地の用に供されている土地i)
(イ) 土地i … 交換直前の帳簿価額50,000,000円、交換直前の時価46,000,000円
(ロ) 建物h … 交換直前の帳簿価額12,000,000円、交換直前の時価13,000,000円
ロ 交換取得資産(建物j及びその敷地の用に供されている土地k)
(イ) 土地k … 交換直前の時価42,000,000円
(ロ) 建物j … 交換直前の時価17,000,000円

問2

欠損金の繰戻し還付について、次の【事実関係】及び【資料2】をもとに(1)～(3)の間に答えなさい。

- (1) 丁社が当期に収受した還付金の所得計算上の取扱いに係る規定について、簡潔に答えなさい。
(2) 丁社が適用を受ける法人税法第80条(欠損金の繰戻しによる還付)について答案用紙に従って答えなさい。
(3) 丁社が当期に収受する還付金の金額について答えなさい。

【事実関係】

青色申告書を毎期継続してその提出期限までに提出している年1回3月末決算法人である内国法人丁株式会社(期末資本金額は1億円であり、株主はすべて個人である。以下「丁社」という。)は、前期(令和3年4月1日から令和4年3月31日)は研究開発費と人件費の増加により最終的

TAC・上級演習第14回【第一問】

<TAC>無断複写・複製を禁じます (税22)

法上⑩

- (3) 請負対価は 2,100,000,000円であり、当該金額のうち1／2は建設着手時までに支払を受け、残額は引渡時に支払を受ける予定である。
- (4) 工期は令和5年3月1日から令和6年9月30日の予定である。

設問1 長期大規模工事の意義を答えなさい。

設問2 当期の益金の額及び損金の額について、次の1～3に答えなさい。

- 1 X工事が長期大規模工事に該当するかどうか、理由を付して判定した上で、工事の請負による当期の益金の額及び損金の額に算入される金額について説明しなさい。
- 2 Y工事について、長期大規模工事に該当するかどうかを答えた上で、工事の請負による当期の益金の額及び損金の額に算入される金額について説明しなさい。
- 3 Z工事について、長期大規模工事に該当するかどうかを答えた上で、工事の請負による当期の益金の額及び損金の額に算入される金額について説明しなさい。

設問3 設問2をふまえ、X工事～Z工事について、翌期の益金の額及び損金の額に算入される金額がいくらになるか答えなさい。

問2 内国法人である乙株式会社(当期は令和4年1月1日から令和4年12月31日まで。以下「乙社」という。)は内国法人丙株式会社の100%子会社でリース業を営む法人であるが、乙社は従来から得意先である丁社に対してファイナンスリース契約に基づき電子部品製造設備の貸付けを行っている。このファイナンスリース取引は、法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引に該当するものである。

この場合において、乙社の当期の所得金額の計算上、適用が想定される収益及び費用の帰属事業年度の特例を、必要な経理要件を満たした場合の特例について(1)に、必要な申告要件を満たした場合の特例について(2)に、それぞれ簡潔に説明しなさい(適用される特例に係る基準の方法、申告要件に関する規定を含む)。

なお、当期以後に必要な経理要件を満たさなかった場合及びリース契約の解除等をした場合の取扱いについても触れることとし、組織再編成に関する事項については説明不要とする。

問3 法人税法に規定する事業年度の意義について答えるとともに、法人の解散に関連して規定がされている事業年度の特例について、簡潔に答えなさい。

なお、会計期間の定めがない場合及び1年を超える会計期間の場合については考慮不要とする。

<TAC>無断複写・複製を禁じます (税22)

法上⑪

に赤字決算となっており、税務上も欠損金額(別表4最終値)が生じているが、前々期は所得金額及び納付すべき法人税額が生じていたため前期の欠損金額の全額を前々期に繰戻して法人税の還付請求を行っている。

当該還付請求に伴い、丁社は当期(令和4年4月1日から令和5年3月31日)の7月30日に還付請求した金額の還付を受け、雑収入として収益に計上している。

なお、丁社の前期及び前々期の法人税額等は以下の【資料2】のとおりである。

【資料2】

- | | |
|------------------------|--------------|
| ① 欠損事業年度の欠損金額 | 70,568,120円 |
| ② 還付所得事業年度の所得金額 | 315,844,704円 |
| ③ 還付所得事業年度の納付の確定した法人税額 | 77,016,700円 |

なお、還付所得事業年度の法人税額の計算上、控除税額(所得税の額)683,463円が控除されている。

問3

グループ通算制度について、次の(1)～(3)の間に答えなさい。

- (1) グループ通算制度の適用対象となる親法人及びグループ通算制度の適用を受けようとするために必要な承認並びに必要な申請書の提出に関する規定を答えなさい。なお、申請の却下及びみなし承認については触れる必要はない。
- (2) 下記の法人のうち、グループ通算制度の親法人となることができない法人の番号をすべて答えなさい。なお、いずれの場合も、記載事項以外の要件は満たしているものとする。
- ① 内国普通法人(発行済株式のすべてを個人に保有されている。)
 - ② 内国普通法人(発行済株式のすべてを内国普通法人1社に保有されている。)
 - ③ 内国普通法人(発行済株式のすべてを外国法人1社に保有されている。)
 - ④ 清算中の内国普通法人
 - ⑤ 清算中の外国法人
- (3) グループ通算制度の開始に伴い、時価評価資産の時価評価を行わない法人はどのような法人か、簡潔に答えなさい。

第72回税理士試験【第二問】

〔第二問〕 ― 50 点―

当 社（株式会社であり、常時使用する従業員数 120 名）は、製造業を営む期末資本金 70,000,000 円及び資本準備金 10,000,000 円の内国法人であり、設立以来每期継続して青色申告書を提出している。当社は、毎年 3 月 31 日を決算日としていたが、当期において事業年度を変更することとし、令和 4 年 10 月 25 日開催の臨時株主総会の特別決議により、決算日を毎年 12 月 31 日に変更した。当社の当期（令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日）の法人税の課税関係につき、次の問に答えなさい。

問 次の【資料 1】～【資料 6】に基づき、当社の当期における「別表四 所得の金額の計算に関する明細書」に記載すべき区分及び金額（留保・社外流出の別を含む。）を【資料 1】～【資料 6】のそれぞれに関する事項の計算過程の欄に計算過程を示した上で記載し、「別表一 各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分」に記載すべき金額を計算過程の欄に計算過程を示した上で記載しなさい。また、税務上調整又は記載すべき事項がない場合には、その旨を該当する計算過程の欄に記載しなさい。

なお、確定申告書への所定の書類の添付は適正に行われるものとし、資料に記載された内容以外の事項については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。また、当社は租税特別措置法第 42 条の 4 第 19 項第 8 号に規定する適用除外事業者には該当しない。

【資料 1】

- (1) 当社は、当期の確定申告により納付することとなる法人税、地方法人税、法人住民税及び法人事業税の見積額として 19,800,000 円を未払法人税等として、当期の費用に計上している。また、当期の確定した決算に基づく当期利益の額は 48,200,000 円であった。
- (2) 当社は、前期において費用に計上した未払法人税等 11,200,000 円については、当期において法人税額 6,850,000 円、地方法人税額 705,000 円、法人住民税額 790,000 円及び法人事業税額 2,830,000 円を納付したことから、未払法人税等の全額を当期に取り崩している。
- (3) 当社が、当期において損金経理により租税公課に計上した金額には、次のものが含まれている。
- | | |
|--------------------|-------------|
| ① 当期の中間申告に係る法人税額 | 9,060,000 円 |
| ② 当期の中間申告に係る地方法人税額 | 930,000 円 |
| ③ 当期の中間申告に係る法人住民税額 | 1,010,000 円 |
| ④ 当期の中間申告に係る法人事業税額 | 3,740,000 円 |
- (4) 当社は、前期に貯蔵品 a として処理すべき 1,200,000 円を損金経理により前期の費用として処理しており、前期の納付すべき法人税額等について過少に申告していたことが判明した。そこで、当社は、令和 4 年 10 月 5 日に前期の確定申告に係る修正申告書を提出し、当期において当該貯蔵品 a の計上漏れに係る会計処理として、次の処理を行っている。

TAC・上級演習第 6 回

< T A C > 無断複写・複製を禁じます（税 22）

法上⑥

〔問 題〕 ― 50 点 ―

内国法人である甲株式会社（以下「甲社」という。）は、令和 4 年 5 月 1 日に東京都に設立された、従業員 500 人以下の製造業を営む 3 月末決算の法人である。税理士であるあなたは、甲社の依頼により当期（令和 4 年 5 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの事業年度をいう。）について同社の税務代理、税務書類の作成及び税務相談を受任し、令和 5 年 4 月 10 日に甲社の経理担当者から株主総会（令和 5 年 5 月下旬を予定）に提出する決算書の原案及び必要資料（以下、併せて「決算書原案」という。）の提示を受け、決算書及び法人税申告書の作成及び助言行為を行うこととなった。

当期中及び決算手続における以下の〔資料 1〕から〔資料 6〕までにに基づき、問 1 から問 6 までの各設問に答えなさい。

なお、解答に当たっては次の「Ⅰ 解答に当たっての注意事項」もよく読んだうえで解答すること。

Ⅰ 解答に当たっての注意事項

- ① 計算過程は答案用紙の指定された箇所に明示すること。指定された枠外に書かれたものは採点の対象にしない。
- ② 解答が複数考えられる場合は、当期分の法人税額が最も少なくなる方法を選択すること。
- ③ 甲社は設立後適正に設立届出書及び青色申告の承認申請書を提出しており、申告期限内に青色申告書により法人税の確定申告を行う予定であり、必要な申告の記載及び証明書類の添付その他の手続きはいずれも適法に行うものとする。
- ④ 甲社は減価償却資産に関する償却方法及び有価証券の譲渡原価の選定の届出をしていない。
- ⑤ 消費税については考慮する必要はない。
- ⑥ この設問中で表されたもの以外は、考慮しなくてよい。
- ⑦ 解答に当たって補足すべき事項があれば、必要に応じて補足して解答すること。
- ⑧ 非常に読みづらい字や、非常に小さい字で書かれた場合には、判読できないために採点できない場合がある。

第72回税理士試験【第二問】

貯蔵品 a	1,200,000 円	前期損益修正益	1,200,000 円
-------	-------------	---------	-------------

なお、当社が前期の確定申告に係る修正申告書を提出した日に納付し、当期において損金経理により租税公課に計上した金額は、次のとおりである。

① 前期の修正申告に係る法人税額	278,400 円
② 上記①の法人税額に係る延滞税	5,000 円
③ 前期の修正申告に係る地方法人税額	28,600 円
④ 前期の修正申告に係る法人住民税額	27,800 円
⑤ 前期の修正申告に係る法人事業税額	115,100 円
⑥ 上記⑤の法人事業税額に係る延滞金	3,000 円

【資料 2】

- (1) 当社の当期末における貸借対照表に計上されている外貨建取引に係る資産及び負債は、次のとおりである。また、必要な事項の帳簿書類への記載及び書類等の保存は、全て適正に行われている。

区分	帳簿価額	外貨建の金額	備考
普通預金 b	950,000 円	10,000,000 ウォン	(注 1)
定期預金 c	9,000,000 円	100,000,000 ウォン	(注 2)
前渡金 d	510,000 円	5,000 ドル	(注 3)
買掛金 e	2,120,000 円	20,000 ドル	(注 4)

- (注 1) 国内の金融機関の大韓民国に所在する支店にて開設されたウォン建の普通預金である。
- (注 2) (注 1)の支店にて開設されたウォン建の定期預金であり、令和 4 年 11 月 30 日に満期が到来したことから、改めて 1 年満期のウォン建定期預金として預け入れたものである。
- (注 3) 原材料の売買代金に充てるために仕入先に対してドル建で支払ったものであり、支払日のレートで円換算した金額を期末時の帳簿価額としている。
- (注 4) 令和 4 年 12 月 15 日にドル建で掛仕入れを行ったものであるが、令和 4 年 12 月 2 日に予約レート 1 ドル = 106 円で先物外国為替契約等を締結し、当該予約レートで円換算した金額を期末時の帳簿価額としている。なお、当該買掛金 e の決済日は、令和 5 年 3 月 31 日であり、また、為替予約差額の一括計上の方法の選定については、届出を行わない。
- (2) 当社の定期預金 c について、令和 4 年 11 月 30 日の満期到来時に当該定期預金 c に係る受取利息 2,700,000 ウォン(当該定期預金 c に係る受取利息 3,000,000 ウォンから外国税額 300,000 ウォンが源泉徴収された後の手取り額)を受け取り、普通預金 b に入金している。なお、源泉徴収された外国税額 300,000 ウォンは、法人税法施行令第 141 条に規定する外国法人税に該当するものである。

当社は、定期預金 c に係る受取利息を令和 4 年 11 月 30 日の為替レートで円換算しており、

TAC・上級演習第14回【第二問】

< T A C > 無断複写・複製を禁じます (税22)

法上⑩

〔資料 1〕前期の修正申告に関する事項

- (1) 前期において、a 氏（〔資料 2〕参照）の孫の留学資金を当社が負担した額 5,611,000 円につき費用に計上し、申告調整を行っていなかったが、a 氏個人が負担すべきものであったと認められる。
- (2) 前期において、内国法人丙社から受けた利益剰余金を原資とする配当について、「非支配目的株式等」に係る配当として申告調整を行っていたことが判明した。当該配当は「その他株式等」に係る配当であり、法人税申告書別表四において 580,000 円減算すべきところを 232,000 円として調整していた。当社の経理担当者から「前期の申告においてその他株式等に係る配当に修正することは可能か」との質問を受けている。
- (3) 令和 4 年 3 月 15 日に取得・事業供用した冷暖房設備の支出額 2,000,000 円を消耗品費として費用に計上していた。また、当期末に至るまで、これを訂正する経理処理は行われていない。
- なお、この冷暖房設備は冷凍機の出力が 22 キロワット以下のものには該当しない。
- (4) この修正申告により納付することとなる税額は次のとおりとする。
- ① 法人税等（イ＋ロ）
- イ 修正申告により増加する所得金額（千円未満切捨）× 23.2%（百円未満切捨）
- ロ 上記イ（千円未満切捨）× 10.3%（百円未満切捨）
- ② 道府県民税 ①イ（千円未満切捨）× 2%（百円未満切捨）
- ③ 市町村民税 ①イ（千円未満切捨）× 8.4%（百円未満切捨）
- ④ 事業税 修正申告により増加する所得金額（千円未満切捨）× 7%（百円未満切捨）

問 1 前期の修正申告に関して、次の(1)から(3)までの問いに答えなさい。

- (1) 修正申告による所得金額の増加額について計算しなさい。
- (2) 修正申告により納付すべき税額について計算しなさい。
- (3) 上記(1)に関する計算又は検討過程を示しなさい。

〔資料 2〕当社の株主の状況

当期末現在における株主の状況は、次表のとおりである。

氏 名	持株数	備 考
a 氏	650 株	当社の代表取締役である。
b 氏	500 株	a 氏の配偶者であり、当社の監査役である。
c 氏	500 株	a 氏の長男であり、当社の技術部長である。
d 氏	350 株	a 氏の弟であり、当社の取締役営業部長である。
e 氏	100 株	a 氏と特殊の関係はなく、当社の取締役工場長である。
f 氏	100 株	e 氏の弟であり、当社の経理課長である。
合 計	2,200 株	株主等の持株数は当期中に異動はなかった。

問 2 当期の同族会社及び特定同族会社の判定を示しなさい。

TAC・上級演習第7回【第二問】

<TAC>無断複写・複製を禁じます（税22）

法上⑦

問1. 下記の【資料1】～【資料3】の事項に基づき、次の各問に答えなさい。

- (1) 甲社が同族会社に該当するか否かの判定をしなさい。
- (2) 外貨建資産等に係る期末換算及び為替予約差額について、それぞれ検討し調整すべき金額を答えなさい。
- (3) C社に対する債権に係る個別貸倒引当金について、調整すべき金額を答えなさい。
- (4) D社に対する債権について、貸倒損失に該当するか否か検討したうえで、調整すべき金額を答えなさい。
- (5) 一括貸倒引当金及びその他必要な事項について、調整すべき金額を答えなさい。

【資料1】 株主及び資本金等の額に関する事項

(1) 甲社の当期末の株主は、次のとおりである。

氏 名	関 係	株式数等	備 考
a 山○吉		30,000株	甲社代表取締役社長
b 川○男	a 山○吉の友人	30,000株	甲社専務取締役
c 崎○朗	a 山○吉の友人	10,000株	甲社常務取締役
a 山○一	a 山○吉の長男	30,000株	甲社営業部長
乙 社	甲社の得意先	10,000株	乙社は同族会社である
その他の少数株主		90,000株	他の株主と特殊関係はない
発行済株式総数		200,000株	

なお、上記に掲げる者のうち、甲社の役員である者はいずれも、役員給与として毎月定額の支給を受けているため、役員給与に関する特段の届出は行っていない。また、不相当に高額な部分の金額もない。

(2) 甲社の当期末の資本金等の額は120,000,000円（内資本金の額100,000,000円）である。

【資料2】 外貨建資産等に関する事項

(1) 当期末におけるドル建て資産の保有状況は以下のとおりである。

区 分		帳簿価額	備 考
前 渡 金	50,000ドル	5,150,000円	翌期仕入予定の材料に係るものである。
貸 付 金	70,000ドル	6,930,000円	外国法人A社に対するものであり、貸付日は令和5年2月1日、返済は令和7年1月31日に一括返済の約定となっている。

(注1) 帳簿価額は、取得日又は発生日の為替相場による円換算額である。

(注2) 当期末における為替相場は、1ドル＝105円である。

<TAC>無断複写・複製を禁じます（税22）

法上⑦

(2) 当期末における買掛金のうちには、外国法人B社に対するものが12,000ドルある。

この買掛金は令和5年3月2日に仕入れた材料に係るものであり、支払期限は令和5年5月31日である。甲社では取引発生前に為替予約（予約レートは1ドル110円）を既に付しており、仕入時の為替レートとの差額を為替差損として次の経理処理を行っており、予約レートにより円換算額を確定させる旨を帳簿書類に記載している。

(借) 仕 入 1,200,000円 (貸) 買掛金 1,320,000円
為替差損 120,000円

【資料3】 債権等に関する事項

(1) 当期末における債権等の帳簿価額は次のとおりである。

① 受取手形 100,300,000円

受取手形のうち5,500,000円は内国法人C株式会社（以下「C社」という。）に対するものであるが、C社は令和5年3月15日に手形が不渡りとなり、令和5年4月5日に手形交換所の取引停止処分を受けている。

なお、C社に対する受取手形以外については、特段の事情が生じているものはない。

② 売掛金 375,500,000円

取引先は次のとおりであり、すべて内国法人である。

相手先	売掛金の額	備 考
C 社	35,000,000円	上記①参照。 なお、C社には支払手形3,000,000円及び買掛金6,000,000円がある。
D 社	0円	D社の資産状況、支払能力から勘案し、当期に全額回収不能が明らかとなったため、売掛金25,000,000円を貸倒損失として経理した。なお、抵当権などの担保物の設定はない。
その他	340,500,000円	特段の事情が生じているものはない。

③ 貸付金 23,500,000円

このうち6,930,000円はA社に対するもの（上記【資料2】参照）であり、残りはすべて取引先である内国法人に対するものである。なお、利息の設定など取引条件は適正であるが、当期末に期日が到来しているが入金されていないもの120,000円があり、期末現在処理されていない。

④ 前渡金 5,150,000円（上記【資料2】参照）

(2) 甲社は従来から一括貸倒引当金については、差額補充法により繰り入れることとしている。前期末の一括貸倒引当金の金額は6,083,346円（繰入超過額はない。）であり、当期末において150,000円戻し入れている。また、C社債権に係る個別貸倒引当金（前期以前に計上したことはない。）として17,250,000円繰り入れている。